

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則…………… (畜産振興課)	1
○北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則…………… (職員厚生課)	3
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課)	3
○北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 …………… (国保医療課)	3
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課)	4
○北海道立網走高等看護学院学則を廃止する規則…………… (医務薬務課)	5

規 則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第20号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）の施行については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令第69号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（仮使用の認定に係る審査の事務）

第2条 知事は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の58第1項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると認める者（第4条第2号及び第5条第2号において「建築基準適合判定資格者等」という。）に、法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定に係る審査の事務（法第3条第3項第4号に係る部分に限る。）を行わせることができる。

（申請書の作成）

第3条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定及び法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請書は、省令第1条第4号に定める敷地ごとに作成しなければならない。

（畜舎建築利用計画の認定に係る申請書の添付図書）

第4条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
(1) 次の表の左欄に掲げる畜舎等の区分に応じ同表の右欄に定める事項を明示した同表の中欄に掲げる図書。ただし、省令第64条第1項に定める他の図書に当該右欄に定める事項の全てを明示してその図書を同項の申請書に添える場合は、当該中欄に掲げる図書を当該申請書に添えることを要しない。

区分	図書の種類	明示すべき事項
条例第3条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	中山間地域、丘陵地等において畜舎等の敷地付近に起伏がある場合、その起伏の水平面に対する高さ及び畜舎等との位置関係
	配置図	畜舎等の敷地に接し、又は近接する崖の形状、土質、水平面に対する高さ及び畜舎等との位置関係
条例第4条の規定が適用される畜舎等	2面以上の立面図	避難口の位置及び構造
条例第6条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	畜舎等の敷地に接する道路の種別
	配置図	敷地境界線並びに畜舎等の敷地と接する路地状部分の長さ及び幅員
条例第7条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	畜舎等の敷地に接する道路の種別
	配置図	畜舎等の敷地と道路との境界線及び接道部分の長さ

(2) 建築基準適合判定資格者等による法第3条第3項第4号に掲げる事項に係る審査を受けた畜舎等にあつては、当該畜舎等が同号に適合することを証する書面
(仮使用の認定に係る申請書の添付図書)

第5条 省令第76条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 条例第3条、第4条、第6条又は第7条の規定が適用される畜舎等にあつては、当該畜舎等がそれぞれ当該規定に適合することができるカラー写真その他知事が必要と認める図面

(2) 建築基準適合判定資格者等による法第3条第3項第4号に掲げる事項に係る審査を受けた畜舎等にあつては、当該畜舎等が同号に適合することを証する書面
(取下届)

第6条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定若しくは法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定又は法第10条第1項から第3項までの認可の申請をした者は、当該認定又は認可を受ける前に当該申請を取り下げるときは、遅滞なく、別記第1号様式の取下届を知事に提出しなければならない。

(工事完了届の添付図書)

第7条 法第6条第1項の規定による届出は、省令第75条第1項に掲げる書類のほか、条例第3条、第4条、第6条又は第7条の規定が適用される畜舎等にあつては、当該畜舎等がそれぞれ当該規定に適合することを確認することができるカラー写真その他知事が必要と認める図面を同項の届出書に添えて行うものとする。

(取りやめ届)

第8条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、遅滞なく、別記第2号様式の取りやめ届を知事に提出しなければならない。

(利用の状況の報告)

第9条 省令第91条に規定する知事の定める日は、法第3条第1項の認定を受けた日の属する年以後5年ごとの9月30日とする。

(認定等の公表)

第10条 法第3条第6項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)及び法第16条第3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(知事への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な様式は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

取下届
年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
連絡先

次の申請を取り下げますので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

第6条の規定により、届け出ます。

記

1 申請の種類

- 法第3条第1項の認定
 法第4条第1項の変更の認定
 法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定
 法第10条第1項から第3項までの認可

2 申請年月日

3 取下げの理由

4 備考

別記第2号様式(第8条関係)

取りやめ届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
連絡先

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等(利用)を取りやめますので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第8条の規定により、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
2 取りやめの年月日
3 取りやめの理由

4 備考

北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第21号

北海道恩給条例施行規則の一部を改正する規則

北海道恩給条例施行規則（大正13年北海道庁令第56号）の一部を次のように改正する。

第10条ノ7第2項中「18歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改め、同項ただし書を削る。

第11条ノ3第2項中「18歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改める。

第11条ノ4第1項第1号中「診断書（加算ノ原因タルベキ子ガ18歳以上ノ場合）又ハ」を「診断書及」に、「若ハ」を「又ハ」に、「20歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改める。

第38条ノ2第5項中「18歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改める。

本則に次の1章を加える。

第11章 電子メールニ依ル差出

第38条ノ10 コノ規則ノ規定ニ依リ差出ス書類ハソノ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式ソノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲイフ）ヲ予メ定ムル電子メールアドレスニ電子メールニ依リ送信シテ差出スコトヲ得

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 北海道恩給条例等の一部を改正する条例（令和4年北海道条例第7号）附則第3項に規定する子に対するこの規則による改正後の北海道恩給条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条ノ7第2項、第11条ノ3第2項及び第11条ノ4第1項の規定の適用については、改正後の規則第10条ノ7第2項中「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」とあるのは「18歳以上」と、「添付スベシ」とあるのは「添付スベシタダシ当該子が20歳未満ナル場合ニ於テハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ」と、改正後の規則第11条ノ3第2項中「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」とあるのは「18歳以上」と、改正後の規則第11条ノ4第1項第1号中「診断書及」とあるのは「診断書（加算ノ原因タルベキ子ガ18歳以上ノ場合）又ハ」と、「又ハ」とあるのは「若ハ」と、「重度

障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」とあるのは「20歳以上」とする。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第22号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第12項第1号中「第8条第1項」及び「第8条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同項第2号中「第15条第1項若しくは第2項」を「第15条第1項から第3項まで」に、「の命令」を「若しくは第2項の命令」に改め、同項第3号中「第23条第1項」及び「第23条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同項第4号中「第39条第1項から第4項」を「第39条第1項から第5項」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項第5号中「第47条第1項」及び「第47条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同項第6号中「第57条第1項若しくは第2項」を「第57条第1項から第3項まで」に、「の命令」を「若しくは第2項の命令」に改め、同項第7号中「第58条の13第1項」及び「第58条の13の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同項第8号中「又は同条第3項」を「、同条第3項の販売業者等から業務の委託を受けた者又は同条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「第81条の2第9項第3号」を「第81条の2第10項第3号」に、「法第81条の2第9項第2号」を「同項第2号」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第3条関係）

貸付金所要額計算書（ 年度）

（市町村名 ）

基金事業対象保険料 必要(見込)額 A	基金事業対象保険料 収納(見込)額 B	市町村の特別会計への繰入金(見込)額	
		法第72条の3 第1項関係 C	法第72条の3の2 第1項関係 D
円	円	円	円

小計 E (E: (A-B-C-D) × 11)	基金事業交付金 の(見込)額 F	省令第16条による 算定額 G	貸付限度額 (E-F-G)
円	円	円	円

貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
円

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 C欄は国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を、D欄は同法第72条の3の2第1項の規定による繰入金の額を、それぞれ記入すること。

3 F欄は、国民健康保険法第81条の2第1項第2号の規定による交付金の交付を受けた収納不足市町村については当該交付を受けた額を記入すること。

4 G欄は、保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第16条により算定した額を記入すること。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式(第9条関係)

交付金交付額計算書(年度)
(市町村名)

基金事業対象保険料 必要(見込)額 A	基金事業対象保険料 収納(見込)額 B	市町村の特別会計への繰入金(見込)額	
		法第72条の3 第1項関係 C	法第72条の3の2 第1項関係 D
円	円	円	円

省令第17条による 算定額 E	交付限度額 (A-B-C-D-E)/2	交付額 (交付限度額の範囲内)
--------------------	------------------------	--------------------

円	円	円
---	---	---

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 C欄は国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を、D欄は同法第72条の3の2第1項の規定による繰入金の額を、それぞれ記入すること。

3 E欄は、保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第17条により算定した額を記入すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則(昭和26年北海道規則第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「北海道収入証紙をもって」を「許可又は登録の申請の際に、北海道収入証紙で」に改める。

第8条の3に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号)第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の規定による届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があったものとみなす。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があったものとみなす。

第9条の2第2項中「(平成16年北海道規則第33号)」及び「(平成16年北海道条例第4号)」を削る。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による届出がされた場合には、同項に規定する通数の書面の提出があったものとみなす。

第26条第3項中「北海道収入証紙をもって」を「講習会の受講申込みの際に、北海道収入証紙で」に改める。

第30条中「指定又は」を「指定、」に、「指定を」を「指定又は前条の規定による区域の指定を」に改め、同条を第31条とし、第29条の次に次の1項を加える。

(条例第25条の2ただし書の規則で定める区域)

第30条 条例第25条の2ただし書の規則で定める区域は、北広島市内の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第2項第5号に規定する滞在快適性等向上区域(当該区域に接する道路の区域を含む。)のうち、知事が指定する区域とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第8条の3に1項を加える改正規定、第9条に1項を加える改正規定、第9条の2第2項の改正規定及び第10条に1項を加える改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

2 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項(3)中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

北海道立網走高等看護学院学則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

北海道立網走高等看護学院学則を廃止する規則

北海道立網走高等看護学院学則(昭和45年北海道規則第142号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 北海道立網走高等看護学院の卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付の請求等については、この規則による廃止前の北海道立網走高等看護学院学則(以下「旧規則」とい

う。)第25条第1項、同条第2項において準用する旧規則第23条及び第24条並びに旧規則別記第4号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第25条第1項並びに同条第2項において準用する旧規則第23条及び第24条中「学院長」とあり、並びに旧規則別記第4号様式中「北海道立網走高等看護学院長」とあるのは、「北海道立旭川高等看護学院長」とする。